

「第五次障害者計画」及び「第4期障害福祉計画」
策定に関する資料

- 1 計画策定の趣旨
- 2 障害者福祉施策の現状
- 3 計画の目標

健康福祉部 障害者支援課

1 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

(1) 施策の変遷

わが国の障害者施策は、昭和56年の「国際障害者年」を契機に、昭和57年に「障害者対策に関する長期計画」を策定して以来、10年間という長期的視点をもって総合的かつ計画的な取組が図られてきました。

また、「障害者基本法」の相次ぐ改正により、平成5年に「精神障害者」が「障害者」の対象となるとともに、平成16年には差別禁止の理念が盛り込まれました。

平成18年に国連総会で「障害者権利条約」が採択されました。

また、障害者福祉サービスにおいては、平成15年に支援費制度が導入され、福祉サービスの提供は措置から契約へと移行しました。

さらに平成18年度の「障害者自立支援法」の施行により、半世紀以上にわたり身体、知的、精神の3障害別々の制度であった福祉サービスが一元化されました。

平成24年4月からは、障害者自立支援法の改正法である「障害者総合支援法」が施行され現在に至っています。

● 障害福祉サービスの変遷

障害者福祉サービスの変遷においては、平成15年4月に支援費制度が導入される以前は、行政がサービス事業者を決定する措置制度がとられており、利用者は事業者を選択できませんでした。

支援費制度は、利用者がサービス事業者とサービス利用契約を結ぶ契約方式が導入されたことで、在宅福祉サービスの利用が飛躍的に増加しました。

しかしながら、サービスの対象が「身体障害」、「知的障害」に限られたていたことや、急増するサービス量に対応する必要な財源が不足する事態となり、安定的な財源確保が課題となりました。

こうした課題を解決するため、障害者が利用できるサービスを充実目指し、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されました。

これにより、初めて3障害を対象とした共通のサービスが始まり、国・県・市の費用負担の義務化により安定的したサービス提供が実施されるようになりました。

同時に、各自治体は、障害福祉サービスを計画的に整備するため、障害者のニーズを踏まえ、「障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスを充実させていくことが求められるようになりました。

● 雇用・就労支援の変遷

障害者の社会参加と就労ニーズの高まりを受け、平成18年4月に「障害者の雇用の促進に関する法律」(障害者雇用促進法)が改正されました。従来は民間企業や国、地方自治体では一定の割合以上の身体

障害または知的障害のある人を雇用しなければならないとされていましたが、この改正により手帳を所持している精神障害者も雇用率の算定の対象となりました。

また、平成25年4月から施行された、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)により、公共団体は障害者施設が提供する物品や役務を優先的に購入調達できるようにし、障害者施設で働く障害者の工賃向上に取り組まれています。

● 教育の変遷

平成17年4月には「発達障害者支援法」の施行により、通常学級に在籍する「発達障害児」に対する支援体制の整備が明記され、平成18年4月からは通級による指導に学習障害や注意欠陥多動性障害児童・生徒が対象に加えられるなど、発達障害児童・生徒への支援体制が整備されてきました。

また、平成19年4月には「改正学校教育法」等が施行され、従来までは盲・聾・養護学校と障害種別ごとであった学校が、複数の障害種別を受け入れができる特別支援学校の制度に変わりました。

● 生活環境整備に対する変遷

障害者の社会参加を促進する観点から、平成6年6月には「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)が施行され、一定の面積を有し、不特定多数の人が出入りする新築・改築建造物物に対して、バリアフリー対応が義務づけられました。

平成12年5月には、公共交通機関の新設の場合は、バリアフリーが義務づけられましたが、既設の場合は努力義務となっています。

ハートビル法と交通バリアフリー法は、平成18年6月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)に統合されました。

現在は、ユニバーサルデザインを取り入れたもの作りの考え方を取り入れられ展開されています。

平成14年5月に「身体障害者補助犬法」が施行され、国、公共団体、交通事業者や不特定多数の人が利用する施設においては、身体障害のある人が利用する場合は補助犬の同伴を拒んではならないとされました。

補助犬の同伴については、企業や私立学校などの職場や民間の賃貸住宅は努力義務とされていましたが、平成20年10月からは、障害のある人の雇用を義務付けられている56人以上の常勤労働者がいる事業所に受け入れが義務づけられました。

(2) 国では

障害者基本法第1条に規定されるように、障害者施策は、全ての国民

が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があるとしています。

この障害者基本計画（第3次計画 平成25年度から平成29年度の5か年）では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限發揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとしています。

障害者が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、政府は、障害者基本法第3条から第5条に規定される基本原則にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するものです。

（3）千葉県では

千葉県においては、障害者基本法第11条に基づき、平成27年度から平成29年度の3か年を計画期間とする「第五次千葉県障害者計画（第4期障害福祉計画を含む）」が策定されました。

本計画は、平成21年1月に策定した「第四次千葉県障害者計画」（平成21年度から26年度 24年度一部改訂）に引き続き、国の第3次障害者基本計画（平成25年度から29年度）を基本とするとともに、千葉県における障害者の状況等を踏まえ、健康福祉分野をはじめ、権利擁護、雇用教育、生活環境、情報コミュニケーションなどを対象とした総合支援計画として策定されました。また、障害者総合支援法第89条に基づき、千葉県内における障害福祉サービスの提供見込量を定めた第4期障害福祉計画（計画期間は平成27年度から29年度までの3か年）を含有する計画として策定されました。

（4）流山市では

障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法（平成25年度

より障害者総合支援法)に基づく障害福祉計画の計画期間を合せるため、流山市障害者支援計画(平成17年度～平成21年度)の終期を待たずには、平成21年度からの流山市障害者計画と流山市障害福祉計画の二つの計画を合わせた計画とした経緯があります。

第五次流山市障害者計画の計画期間は平成27年度から平成32年度までの6か年間とし、第五次流山市障害者計画と一体的に取り組む、障害者総合支援法に基づくサービス量を見込む障害福祉計画については、第4期障害福祉計画(平成27年度から平成29年度)、第5期障害福祉計画(平成30年度から平成32年度)の2期に分けて策定することとしました。

<主なポイントとして>

① 第4期障害福祉計画(平成27年度～平成29年度)との一体的な推進

本市の障害福祉のサービス見込み量等を盛り込んだ、平成27年度から29年度の3年間を計画期間とする第4期障害福祉計画において、障害者が地域で生活するために不可欠なサービス支給量を確保し、それに必要な財源の確保を確実に行うため、第五次障害者計画と一緒に推進していきます。

② 居住の場の充実

第五次障害者計画では、④誰もが、⑤その人らしく、⑥地域で暮らすことができる基本を基本に、障害者が安心して生まれ育った地域で生活できる施策を進める必要があります。その基礎となるのが住まいの場の確保となります。障害を持った子の親亡き後の不安解消のために、重度重複障害者のためのグループホーム等の整備と充実を図る必要があると考えます。

また、合わせてグループホーム利用者に対する家賃補助制度、運営費補助制度の充実、グループホームの質的・量的な充実を進める必要があることから計画に盛込みました。

③ 権利擁護体制の整備

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が平成24年10月に施行されたことから、同法による権利擁護活動を円滑に実施するため、障害者支援課内に障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待防止体制として計画に盛り込みました。

また、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、平成28年4月1日施行に向けて対応が必要と考え、計画に位置付けることとしました。

④ 災害時における障害のある人への支援体制の整備

平成23年3月に発生した東日本大震災では、多くの障害者が被災しました。避難所での情報保障や心のケア、避難所における受け入れ体制の整備など、改めて様々な課題が浮きぼりになったところです。

障害者に対するアンケート調査や、被災地の事例収集から得られた課題を整理したうえで、災害時にそなえる支援体制の整備等について、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正に伴い流山市においても、「流山市地域支え合い活動推進条例」の制定も含め取り組んでいることから、併せて計画に盛り込むこととしました。

⑤ 相談支援体制の整備・充実

第五次障害者計画では、障害者の地域生活の実現を目指し、障害者の皆さんのが、地域の中でより身近に、無料で相談できる事業所を市内3カ所設置し、地域での生活支援の充実を図ることとしました。

⑥ 障害児のための施策の展開

平成23年度に行われた障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、障害児施設のうち、入所による支援を行う施設は「障害児入所施設」（県実施）と、通所による支援を行う施設は「児童発達支援センター」（市町村実施）にそれぞれ分類されました。支援の内容についても再編されたことから、特に「児童発達支援センター」の設置と充実について、法改正を踏まえた施策の見直しを行いました。

⑦ 就労支援の充実

就労支援について一般に「福祉的就労」と呼ばれる、授産系施設や地域活動支援センターⅢ型等の活動について、工賃水準が極めて低い状況があります。第五次障害者計画では、障害のある人の経済的な自立に向け、福祉的就労から一般就労への移行促進等を施策として位置づけました。工賃改善を目的とする県が実施する「ちば工賃向上チャレンジプラン」の活用等、障害者の雇用拡大、福祉施設での工賃改善についてしていく必要があります。

なお、P D C Aサイクルのプロセスに従い、定期的にその進捗状況を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、計画を見直すものとします。

2 計画の期間

「流山市障害者計画」の計画期間は、平成27年度から平成32年度までの6か年間です。なお、第4期障害福祉計画は平成27年度から平成29年度の3か年間です。また、年度ごとに計画の実施状況の確認と

成果の評価を行い、障害福祉計画の第5期が始まる平成30年度までは計画の見直しを行います。

* 障害者計画・障害福祉計画の計画期間

	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	H 31 年度	H 32 年度
流山市障害者計画	第四次 計画	第五次計画（見直し）					
流山市障害福祉計画	第3期 計画	第4期計画			第5期計画		

3 P D C A サイクルの必要性

(1) P D C A サイクルの導入

第五次流山市障害者計画・第4期障害福祉計画策定にあたっては、P D C A サイクルを取り入れた策定を目指すものです。

(2) P D C A サイクルの必要性

- ・計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくものです。
- ・そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけではなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、隨時、対応していくことになります。
- ・流山市の場合、流山市福祉施策審議会、流山市福祉推進会議、流山市地域自立支援協議会が、こうした話し合いの場となります。

(3) P D C A サイクル

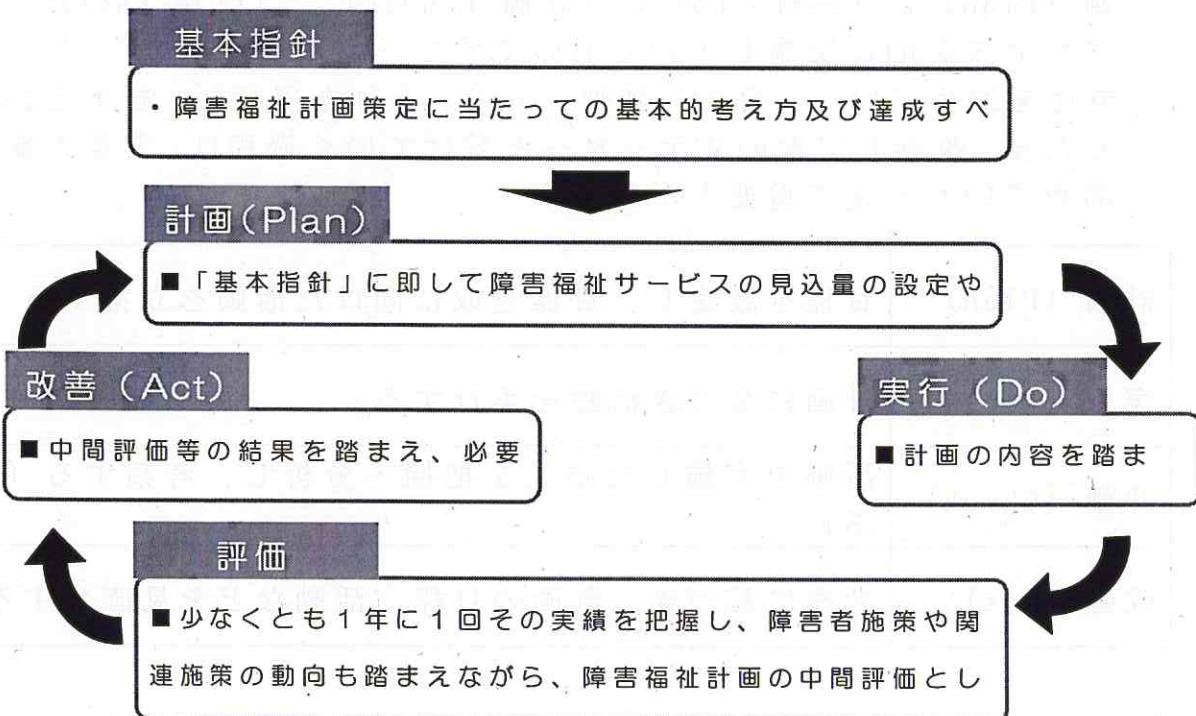
- ・「P D C A サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。
- ・業務を進めていくうえで、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程は、業務の質を高めていくうえで重要となります。

計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

(4) 計画策定とP D C A サイクルの利用

- 特にサービス支給量の数的目標値を設定する第4期流山市障害福祉計画においては、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の整備、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保する必要があります。
- その上で、P D C A サイクルのプロセスは、次のとおりとします。
- 少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるとときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。
- また、中間評価の際には、流山市福祉施策審議会、流山市福祉推進会議、流山市地域自立支援協議会協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表していきます。
- 第4期流山市障害福祉計画においては、これらのP D C A サイクルのプロセスを念頭に、計画作成の段階において、障害者計画の基本指針に即しつつ地域の実情に応じて目標設定をします。

(第4期流山市障害福祉計画におけるP D C A サイクルのプロセスのイメージ)



2 障害者福祉施策の現状

1 社会参加の状況

(1) 移動手段の確保

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
福祉タクシー利用券	利用者数	1,077人	1,124人	1,105人	1,093人	1,125人	1,137人
	支給枚数	32,630枚	35,072枚	33,912枚	32,817枚	32,896枚	32,963枚
自動車燃料費助成	利用者数	1,072人	1,011人	1,120人	1,147人	1,175人	1,201人
	支給量	249,415ℓ	264,840ℓ	272,295ℓ	271,775ℓ	271,713ℓ	277,288ℓ
自動車改造費の助成件数		1件	2件	3件	1件	3件	3件
グリーンバス半額割引	(精神保健福祉手帳所持者含む)						

資料：障害者支援課

<検証>

年々増加傾向にある害者手帳所持者に伴い、福祉タクシー利用者数の増減はあるものの微増傾向にあります。また、自動車燃料費助成については、精神障害者の増加に伴い利用者数も増加しました。

(2) 移動手段における今後の推計

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉タクシー利用券	利用者数	1,149人	1,161人	1,173人	1,185人	1,197人	1,209人
	支給枚数	33,030枚	33,097枚	33,164枚	33,231枚	33,298枚	33,365枚
自動車燃料費助成	利用者数	1,227人	1,253人	1,279人	1,305人	1,331人	1,357人
	支給量	282,863ℓ	288,438ℓ	294,013ℓ	299,588ℓ	305,163ℓ	310,738ℓ
自動車改造費の助成件数		3件	3件	3件	3件	3件	3件

<見込予測>

移動手段における今後の推計は、人口の増加も見込まれることから、平成21年度から平成25年度までの増減を考慮して積算。

福祉タクシー利用券の利用者数は、毎年12人を加算、支給枚数は67枚を加算して積算。自動車燃料費助成の利用者数は、毎年26人を加算、支給量は5,575ℓを加算して積算。自動車改造費の助成件数については、平成25年度実績を踏まえ、毎年3件で積算。

2 社会的自立の推進

(1) 障害者向け住宅の状況

(平成26年3月末現在)

団地名	特目住宅区分	建築年度	構造	戸数	間取り
柳田団地1号棟	身体障害者向け住宅	平成元年度	耐火5F	2戸	3DK
大橋団地3号棟	身体障害者向け住宅	平成6年度	耐火4F	1戸	3DK
大橋団地4号棟	身体障害者向け住宅	平成7年度	耐火3F	1戸	3DK
三輪野山団地	身体障害者向け住宅	平成15年度	耐火4F	2戸	3DK
西初石団地	身体障害者向け住宅	平成17年度	耐火4F	3戸	2DK

資料：建築住宅課

(2) 住宅改善の状況

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
高齢者等住宅改 造費助成件数	47	52	40	42	43

資料：高齢者生きがい支援課・障害者支援課

<検証>

内容としては、介護を要する高齢者の増加に伴い、住宅改善（リフォーム）が多くなっていますが、件数としては年間50件前後で推移しており、今後もその状態で推移するものと思われます。

3 障害者雇用の状況

(平成25年6月1日現在)

区分		ハローワーク 松戸管内	流山市
雇用率対象企業数（常用労働者50人以上の企業数）	255	25	
法定労働者数	46,386.5	3,565	
雇用率（障害者数（A）／法定労働者数×100）	1.49%	1.36%	
法定雇用率達成企業数	83	11	
法定雇用率未達成企業数	172	14	
法定雇用率達成企業割合	32.5%	44%	
障 害 者 の 内 訳	重度の身体障害者数（×2人）	103	14
	重度以外の身体障害者数	189	12
	重度の知的障害者数（×2人）	28	1
	重度以外の知的障害者数	131	2
	重度身体障害者数（短時間労働者）	14	1
	重度知的障害者数（短時間労働者）	4	0
	精神障害者数	24	2
	精神障害者数（短時間労働者・×0.5）	71	1
	合 計（A）	689	48.5

資料：松戸公共職業安定所

- ※ 平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになりました。
民間企業2.0%、国、地方公共団体等2.3%、都道府県等の教育委員会2.2%
- ※ 法定労働者数は、常用労働者数から障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められる率を乗じて得た数を除いた労働者数。
- ※ 雇用率を得るための人数計算については、重度の場合は、1人を2人として計算する。（短時間労働者を除く）

障害者雇用率制度とは

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。

4 特別な支援を要する児童・生徒の状況

(1) 特別支援学校等学年別在籍者数

平成26年 月 日現在

区分		聴覚障害	肢体不自由	知的障害	病弱	合計
小学校	1学年					
	2学年					
	3学年					
	4学年					
	5学年					
	6学年					
	小計					
中学校	1学年					
	2学年					
	3学年					
	小計					
合計						

(2) 特別支援学級在籍者数

平成26年 月 日現在

区分		知的障害
小学校	1学年	
	2学年	
	3学年	
	4学年	
	5学年	
	6学年	
	小計	
中学校	1学年	
	2学年	
	3学年	
	小計	
合計		

(3) 通級による指導を受けている児童数

平成26年 月 日現在

区分		言語障害	情緒障害	学習障害・ADHD
小学校	1学年			
	2学年			
	3学年			
	4学年			
	5学年			
	6学年			
	合計			

※ 学校の指導上、三区分としている。

※ 小学校の在籍者数は、知的障害、
言語障害、情緒障害を含む。

資料：学校教育課

5 障害者（児）支援施設の状況

名 称	施設等の分類	設 置 者	定 員	所 在 地
つばさ学園	児童発達支援通所施設	流山市	30人	駒木台221-3
さつき園	就労継続支援B型施設	流山市	40人	駒木台238-1
就労支援センター	就労支援施設	流山市	10人	駒木台238-1
身体障害者福祉センター	身体障害者福祉センターB型施設	流山市	15人	東深井498-30
デイサービスセンター	地域活動支援センターII型施設	流山市	15人	平和台2-1-2
みどり園	入所施設支援生活介護施設	東葛中部地区総合開発事務組合	120人 (20人)	我孫子市中峠2310
つつじ園	生活介護施設	社会福祉法人まほろばの里	60人	野々下1-319
地域生活支援センターまほろば	単独型短期入所施設	社会福祉法人まほろばの里	8人	野々下1-319
	日中一時支援施設		20人	
	放課後等デイサービス施設		10人	平和台5-694-5
コスモス	生活介護施設	社会福祉法人まほろばの里	10人	野々下1-319
	就労継続支援B型施設		10人	
アモール	就労継続支援B型施設	社会福祉法人まほろばの里	10人	平和台1-1-1
かたぐるま	就労継続支援B型施設	社会福祉法人まほろばの里	20人	鰯ヶ崎1438-4
流山こまぎ園	就労継続支援B型施設	流山市社会福祉協議会	20人	駒木台207-14
グリーングリーン	就労継続支援B型施設	NPO法人ホリデー	10人	江戸川台東3-194
キッチンよっぱ	就労継続支援B型施設	NPO法人よっぱ（「青い鳥」の分場）	静鶴舎として 30人	西初石4-381-2 (初石公民館内)
支援センターすみれ	地域活動支援センターI型施設	NPO法人自立サポートネット	20人	西深井390-1
	日中一時支援施設			
初石工房	就労継続支援B型施設	NPO法人自立サポートネット	20人	東初石2-189-1
	自立訓練（生活訓練）		10人	東ビル1-A、1-B

名 称	施設等の分類	設 置 者	定 員	所 在 地
南天の木	就労継続支援B型施設	N P O 法人南天の木	2 0 人	江戸川台西 2 - 1 4 8
いろいろや ハーモニー	地域活動支援センターⅢ型 施設	N P O 法人自立サポートネット	1 5 人	平和台 3 - 2 - 1 5
エンゼルフラワー	地域活動支援センターⅢ型 施設	N P O 法人エンゼルフラワー	1 5 人	江戸川台東 2 - 5 第 1 ビル 3 号
エフアンリ	日中一時支援施設	N P O 法人エフアンリ	6 人	東深井 2 8 0
多機能事業所 マーレ	就労移行支援サービス	(株) M A R S	1 0 人	前平井 1 2 1 - 2
	自立訓練（生活訓練）		1 4 人	セントラルマーケス 2-1
放課後等デイ サービス ひ まわり南流山	放課後等デイサービス	(株) N & N	1 0 人	南流山 3 - 9 - 5
放課後等デイ サービス L i e	放課後等デイサービス	(株) リンク	1 0 人	富士見台 1 - 3 - 5 グリーンビレッジ 1 F
ハッピースマ イルめだか	日中一時支援サービス	(株) ビメディック	1 0 人	加 6 - 1 2 7 7 - 2

※ () 内数値は、流山市分の定員

資料：障害者支援課

3 計画の目標

1 計画の基本理念

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指します。

共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担します。

共生社会という地域社会を創生していくために、障害の有無にかかわらず、全市民が参画・協働して、まちづくりを推進していく必要があります。

この計画では、「共に生き、共に築く、私たちのまち－流山」を基本理念とします。

(本計画では障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、発達障害者、高次脳機能障害者、難病（指定の130疾患）も対象としています)

2 計画の基本方針

障害者計画は、次のような基本的な考え方に基づいて展開していきます。

(1) 啓発・広報の充実

- 障害者の自立と社会参加を促進するには、全ての人に障害者や福祉に関する理解と認識を深める必要があることから、啓発活動を推進します。
- まつりやイベント行事は障害者と市民がふれあい、理解を深める機会です。市民の参加を促し、理解と交流を深めます。
- インターネットや点字の広報紙、音声の広報などあらゆる障害の方へ情報の伝達に心がけます。
- 障害者福祉に対する正しい理解と認識を深めるため、生涯学習、学校教育においても福祉教育を推進します。

- 地域福祉の推進を図るうえで、ボランティアの果たす役割は、重要であることから、ボランティアの育成体制の整備、ボランティア活動の体系的整備、地域の活動拠点の確保等、ボランティア活動の促進を図ります。

(2) 生活支援サービスの充実

- 地域で自立した生活ができるように各種相談体制の整備、相談窓口の連携の推進など、相談体制の充実を図ります。
 - 安心して自立した生活をするために権利擁護体制の整備を図ります。
 - 障害者に対する虐待などの問題に対応できる体制の推進を図ります。
 - 障害者がスポーツやレクリエーション、文化活動に参加できるように支援体制の整備と事業を推進します。
 - 在宅での生活の充実を図るため、各種手当てなどの経済的支援とホームヘルプサービス事業の人材確保を推進します。
 - 自宅以外の地域で快適な生活を送ることができるように、日中一時支援やショートステイ施設の充実を推進します。
 - 地域での自立を促進するために、グループホーム等の整備や自立生活の場を確保します。
-

(3) 生活環境の整備

- 障害者の自立と社会参加を促進するためには、移動、交通対策の推進が必要であり、公共交通施設等の整備、安全な歩行空間の確保を図ります。
- 高齢者、障害者を含む全ての人が安全で快適に生活できるように、住みよい生活環境づくりや既存施設等の改善を図り、公共施設等のバリアフリー化を促進します。
- 災害の際に障害者が地域の支援体制を受けられる仕組みづくりや地域を中心とした防犯体制のもと、犯罪に巻き込まれないよう防災・防犯対策の推進を図るため、関係団体の連携、地域支援体制を整備します。

(4) 子育て・教育の充実

- 成長発達期の乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、障害の軽減等に効果があることから、療育支援体制の充実を図ります。また、保育所や幼稚園など就学前の機関に対して、療育相談や巡回相談等により連携を強めます。
 - 障害の種類や程度に応じたきめ細かな就学指導が求められるところから、特別支援教育関連事業や教育内容の充実など、学校教育の充実を図ります。
-

(5) 就労支援・雇用の促進

- 自立を促進するために、可能な限り職に就くことができるよう、福祉的就労から一般就労まで障害に即した多様な就労形態を目指した支援を行います。
 - 就労形態に応じた就労施設の整備や誘致に努めるとともに、仕事の受注先として公共事業も関係機関と協議の上計画します。
 - 障害者優先調達推進法に基づき障害者就労施設等からの物品の調達に積極的に取り組みます。
-

(6) 保健・医療の充実

- 母子保健、成人保健、精神保健の対策の充実を図り、障害の早期予防と健康づくりを推進します。
- 日常生活を支援する在宅サービスを充実するため、各種サービスの充実向上、介護サービス体制の拡充、住民参加型サービスの検討をします。
- 在宅で自立生活が困難な方などの多様化するニーズに対応するため、施設の整備充実、民間活力・広域対応施策の推進等、施設福祉サービスの充実を図ります。
- 障害者や介護者のニーズに的確に対応するためには、保健医療と

福祉サービスの連携が必要であることから、障害者施策の総合的推進と関連窓口の連携強化を図ります。

- 重度障害者医療費助成制度の現物給付化を実現します。
-

(7) 情報・コミュニケーションの促進

- 障害者に配慮したIT利用を支援し、社会参加を推進します。
- 視覚障害者の移動を容易にするために、ガイドヘルパーの養成を計画的に行います。
- 手話通訳奉仕員や要約筆記奉仕員等の養成研修を推進し、聴覚障害者のコミュニケーション支援体制の充実を図ります。

3 施策分野と主要課題（施策体系）

基本理念	施策分野	主要課題
共に生き、共に築く、私たちのまち—流山	1 啓発・広報の充実	(1) 啓発活動の充実 (2) 交流機会の拡充 (3) 広報活動の充実 (4) 福祉教育の推進 (5) 地域福祉の推進
	2 生活支援サービスの充実	(1) 相談体制の充実 (2) 権利擁護の推進 (3) 文化・スポーツ活動の推進 (4) 在宅福祉サービスの充実 (5) 日中活動の支援 (6) 地域生活への移行支援
	3 生活環境の整備	(1) 道路・交通のバリアフリー化の促進 (2) 公共施設等のバリアフリー化の促進 (3) 防災、防犯対策の推進
	4 子育て・教育の充実	(1) 保育、就学前教育の充実 (2) 学校教育の充実 (3) つばさ学園の充実
	5 就労支援・雇用の促進	(1) 就労や雇用の場の確保 (2) 就労施設利用者の支援
	6 保健・医療の充実	(1) 健康都市宣言・健康づくりの推進 (2) 医療福祉サービスの充実（重度障害者医療費の現物給付化） (3) 重症心身障害児（者）の広域対応
	7 情報・コミュニケーションの促進	(1) I T利用の推進 (2) ガイドヘルパーの養成 (3) 手話通訳奉仕員の養成・派遣の促進 (4) 要約筆記奉仕員の養成・派遣の促進

4 重点事業

計画期間（平成27年度～平成32年度）において、施策体系中の各事業を重点的に推進します。

（1）啓発・広報の充実

事業名	事業の内容及び目標
啓発活動の充実	障害者週間行事の充実、身体障害者補助犬への理解促進
交流機会の拡充	福祉広場（市民まつり）、福祉バザーの開催
広報活動の充実	ホームページの充実、声の広報、点字広報の提供
福祉教育の推進	体験学習の実施、障害者団体との交流、福祉の授業
地域福祉の推進	ボランティアの育成、ボランティアの啓発、障害者団体の活動拠点の整備、NPO活動の推進

（2）生活支援サービスの充実

事業名	事業の内容及び目標
相談体制の充実	相談支援事業所の配置と活用、自立支援協議会の活用、相談体制の充実、障害者相談員の配置、中核地域生活支援センターとの連携
権利擁護の推進	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の普及・啓発、地域相談員の配置、成年後見制度の推進、障害者支援課内に障害者虐待防止センターを設置
文化、スポーツ活動の推進	各種スポーツ大会への参加促進、障害者スポーツ・レクリエーション活動の推進、障害者のスポーツ活動の推進
在宅福祉サービスの充実	住宅改造の助成、各種手当や補装具・日常生活用具の支給 ホームヘルプサービスの充実
日中活動の支援	ショートステイ施設の整備促進
地域生活への移行支援	グループホームの整備促進

(3) 生活環境の整備

事業名	事業の内容及び目標
道路・交通のバリアフリー化の促進	公共交通のバリアフリー化、歩行空間のバリアフリー化、市街地の整備
公共施設等のバリアフリー化の促進	障害者の居住施設の整備、既存施設のバリアフリー化
防災・防犯対策の推進	地域防災体制の整備、災害時の避難体制整備、地域防犯体制の整備

(4) 子育て・教育の充実

事業名	事業の内容及び目標
保育、就学前教育の充実	つばさ学園の充実、児童ことばの相談室の充実、健常児との交流事業の推進、療育相談の充実
学校教育の充実	特別支援教育と交流教育サポート体制の推進、学習障害・ADHD・自閉症等の教育的支援、建物の耐震補強・バリアフリー化、
つばさ学園の充実	早期発見・早期療育の観点から療育相談や保育所等の訪問事業、通所による指導をはじめ、ケアセンターの離れた場所で実施していた、児童ことばの相談室等をつばさ学園の一箇所に集中させることで、一元的な療育を実施します。

(5) 就労支援・雇用の促進

事業名	事業の内容及び目標
就労や雇用の場の確保	障害の特性や程度に合せ福祉的就労から一般雇用までを視野に入れて働く場の確保を推進
就労施設利用者の支援	利用者負担の軽減、通所交通費の助成等働きやすい環境づくりを推進

(6) 保健・医療の充実

事業名	事業の内容及び目標
健康都市宣言・健康づくりの推進	WHOが提唱している健康都市の理念に基づく健康づくりの推進
医療福祉サービスの充実	制度の変化に応じた重度障害者の医療費助成、精神入院患者の医療費助成

(7) 情報・コミュニケーションの促進

事業名	事業の内容及び目標
IT利用の推進	障害者用のパソコン周辺機器及び専用ソフトの利用の推進
手話通訳奉仕員の養成・派遣の促進	手話通訳奉仕員の養成・派遣の促進
要約筆記奉仕員の養成・派遣の促進	要約筆記奉仕員の養成・派遣の促進

5 整備目標（数値目標）

(1) 社会参加の促進

項目	現状 (25年度)		新目標 (29年度)
地域生活支援事業 (コミュニケーション)	手話通訳者	7人	20人
	要約筆	6人	20人
	記奉仕員		
地域生活支援事業 (移動支援)	知的障害者 ガイドヘルパー	85人	150人
	視覚障害者 ガイドヘルパー	95人	100人

(2) 社会的自立の推進

項目	現状 (25年度)		新目標 (29年度)
障害者向け市営住宅（車いす対応含む）	9戸		23戸
居宅介護 (精神障害者ホームヘルパー)	236人		237人
地域活動支援センターⅢ型 (就労系サービスに移行)	2か所		—
就労継続支援A型（雇用契約有）	0か所		1か所
就労継続支援B型（雇用契約無）	8か所		12か所
地域活動支援センターI型	1か所		1か所
相談体制等の充実	相談事業所(すみれ、まほろば、他))	3か所	3か所
	特定相談支援事業所	4か所	10か所
	障害児相談支援事業所	3か所	5か所
	ケースワーカー (障害者支援課給付係)	2人	2人
	身体障害者相談員	7人	7人
	知的障害者相談員	2人	2人
	地域相談員	10人	10人

- ・精神保健福祉ボランティアについては、ほぼ目標を達成していることと、養成の実施主体が県であることから除いた。
- ・障害者の店については、就労支援サービスであることから障害者福祉計画にあたることから除いた。

(3) 施設福祉サービスの整備

項目	現状 (25年度)		新目標 (29年度)	
生活介護 (知的障害者通所更生施設(つつじ園))	60人		60人	
生活介護	コスモス	生	10人	10人
	新規施設		0人	10人
短期入所	まほろば	短	8人	8人
	新規施設		0人	12人
日中一時支援	日	3か所	28人	5か所
児童発達支援センター	障害児通所施設(つばさ学園)		30人	30人
	障害児通所施設(児童デイつばさ)		27人	40人
就労移行支援(就労支援センター)			10人	10人
重症心身障害児(者)施設			1か所	1か所

(4) 児童発達支援センター

つばさ学園は、発達に遅れがある子や心配のある子に対して、施設利用をしてもらいながらの直接支援や療育相談室における親への発達相談、巡回支援を実施しています。

平成27年度からセンター化することによって、きめ細かいサービスを提供するために現状の機能に加え「相談支援事業(障害児支援利用計画書の作成)」や保育所等を訪問し、支援を必要とする園児や職員に対してのアドバイス支援などをする「保育所等訪問支援事業」、幼児ことばの相談室の統合によって、三障害の乳・幼児が必要なサービスを受けることができる。

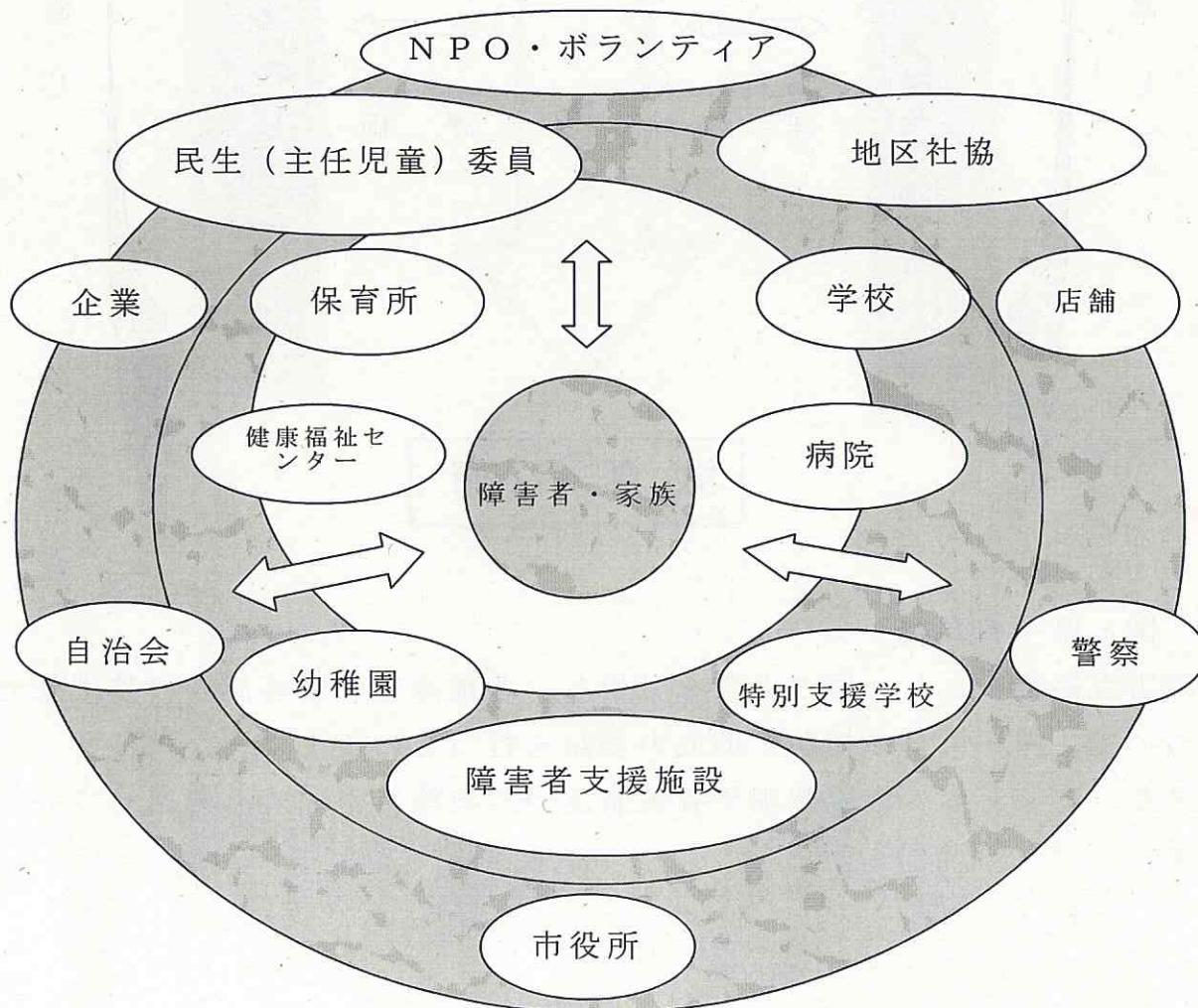
6 計画の推進

1 ネットワークとフットワーク

障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を目指し、市民が参画・協働して障害者の福祉の向上に努めています。

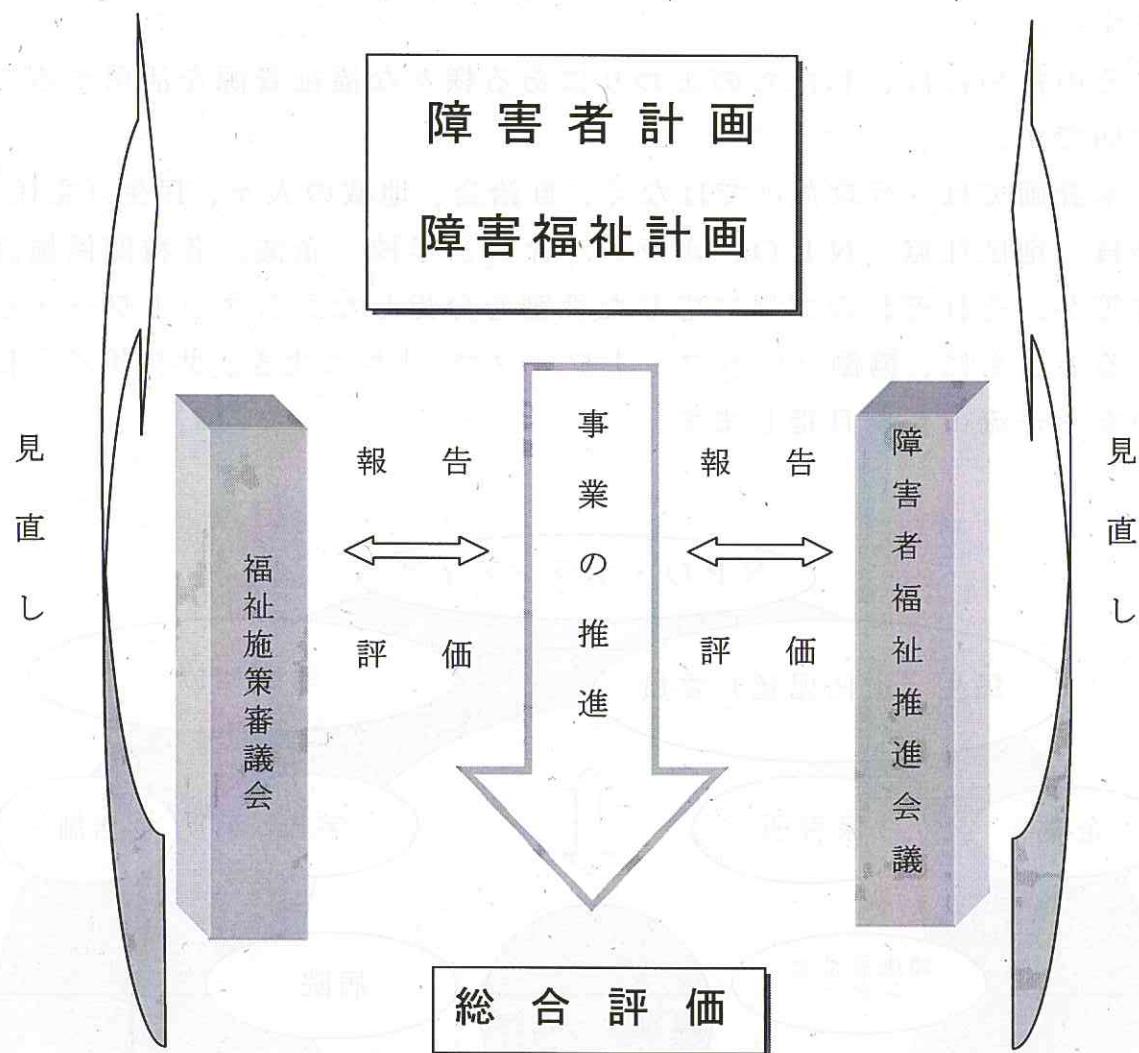
そのためには、私たちのまわりにある様々な福祉資源を活用することが大切です。

本計画では、行政だけではなく、自治会、地域の人々、民生（主任児童）委員、地区社協、NPO、ボランティア、学校、企業、各種関係施設・団体等が、それぞれの立場に応じた役割を分担しながらネットワークを構築するとともに、協働というフットワークで、「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」を目指します。



2 計画の進行管理と推進

障害者に関する総合的なサービス体制を確立するため、市民の代表から構成される市長の諮問機関の流山市福祉施策審議会や関係機関・当事者団体・ボランティア等で構成される流山市障害者福祉推進会議において、各機関・団体が連携し、計画の進行管理と推進を図っていきます。



3 国・県への要請

障害者福祉のより一層の充実を目指し、各種障害者関連施設の整備拡充について、国・県への補助・助成の要請を行っていきます。

また、広域対応の施設整備や各種制度の拡充等についても要請していきます。

流山市福祉施策審議会用

第五次流山市障害者計画・第4期流山市障害福祉計画
今後の検討スケジュール

第6回審議会 7月15日（火）での検討部分

● 障害者計画部分

第1篇 総論 計画策定

第1章 計画策定の趣旨

4 人口と障害者手帳所持者の推計（現計画P6部分）

● 障害福祉計画部分

第2章 第3期障害福祉計画の検証（現計画P57～P58部分）

第7回審議会 8月5日（火）での検討部分

● 障害者計画部分

第1篇 総論 計画策定

第1章 計画策定の趣旨（現計画P3～P5部分）

第3章 障害者施策の現状（現計画P15～P18部分）

第4章 計画の目標（現計画P19～P29）

<予定>

第8回審議会 8月27日（水）での検討部分

● 障害者計画部分

第2篇 各論 施策の展開（現計画P33～P51部分）

第1章 啓発・広報の充実

第2章 生活支援サービスの充実

第3章 生活環境の整備

第4章 子育て・教育の充実

第5章 就労支援・雇用の促進

第6章 保健・医療の充実

第7章 情報・コミュニケーションの推進

第9回審議会 月 日（ ）での検討部分

● 障害福祉計画部分

第1章 計画策定にあたって（現計画P55～P56部分）

第3章 障害福祉サービス等の見込量

（現計画P69～P88部分）

第10回審議会 月 日（ ）での検討部分

● 第五次流山市障害者計画・第4期流山市障害福祉計画（案）について答申（案）検討

